

実践哲学ノート (21)

谷口 孝男

Notizen über die praktische Philosophie (21)

Takao TANIGUCHI*

Abstract

Die vorliegende Arbeit forscht nach dem Sinn des Menschen als menschliches Naturwesens. Der Kern des Sinnes des Menschen ist aber nichts anderes als Menschlichkeit (Humanität). Also behandle ich die praktische Philosophie, namentlich die menschliche praktische Philosophie Yoshiaki Utsunomiyas. Dabei zugleich möchte ich sein Denken selbst und auch seine Denkweise lernen.

Danach möchte ich den Sinn des menschlichen Naturwesens auf Grund der Menschlichkeit (Humanität) aufklären und ferner den Menschen an sich selbst als systematische Totalität der drei Lebenstätigkeiten, die aus Konsumieren, Produzieren und Verkehren bestehen, zeigen.

Der Sinn des Menschen enthält die Menschlichkeit (Humanität) als sein übergreifendes Moment in sich. Daher müßten wir vor allem die Menschlichkeit (Humanität) untersuchen.

【補論1】[カントの主要著作との対話]

()『実践理性批判 (Kritik der praktischen Vernunft)』[]

【第五節 課題 — (§ 5 . Aufgabe .)】

(35)

「格率の立法的形式によってのみ規定されるような意志の性状」格率のたんなる立法的形式のみが意志の十分な規定根拠であることを前提したうえで、この形式によってのみ規定されるような意志の性状を見いだせ。(Vorausgesetzt, daß die bloße gesetzgebende Form der Maximen allein der zureichende Bestimmungsgrund eines Willens sei : die Beschaffenheit desjenigen Willens zu finden, der dadurch allein bestimmbar ist.) (前掲 『実践理性批判』, 71頁)

(36)

「自然と自由な意志」[自然] [普遍的な実践的な] 法則のたんなる形式は、[実践] 理性によってのみ表象されることができ、したがって感官 [経験] の対象ではなく、それゆえまた現象 [物自体に対するものとしての感性界] に属していないから、意志の規定根拠であるこうした [立

法的]形式の表象は,[自然機構の]原因性の法則に従う自然の出来事のあらゆる規定根拠から区別される。なぜなら,自然の出来事においては,規定する根拠そのものが現象でなければならぬからである。[自由な意志]ところで意志の規定根拠で意志に対して[普遍的な実践的]法則として役立つことができるのが,たんにかの普遍的な立法的形式だけであるとすると,このような意志は,現象の自然法則から,すなわち[現象の]相互的關係にかかわる原因性の法則からまったく独立しているものと考えられなければならない。こうした独立性は,もっとも厳密な意味での,すなわち超越論的[純粹でアプリアリな]意味での自由とよばれる。それゆえ,格率のたんなる立法的形式のみが[普遍的な実践的]法則として役立つことができる意志は,[純粹でアプリアリな]自由な意志である。([] Da die bloße Form des Gesetzes lediglich von der Vernunft vorgestellt werden kann und mithin kein Gegenstand der Sinne ist, folglich auch nicht unter die Erscheinungen gehört: so ist die Vorstellung derselben als Bestimmungsgrund des Willens von allen Bestimmungsgründen der Begebenheiten in der Natur nach dem Gesetze der Causalität unterschieden, weil bei diesen die bestimmenden Gründe selbst Erscheinungen sein müssen. [] Wenn aber auch kein anderer Bestimmungsgrund des Willens für diesen zum Gesetz dienen kann, als bloß jene allgemeine gesetzgebende Form: so muß ein solcher Wille als gänzlich unabhängig von dem Naturgesetze der Erscheinungen, nämlich dem Gesetze der Causalität, beziehungsweise auf einander gedacht werden. Eine solche Unabhängigkeit aber heißt Freiheit im strengsten, d. i. transscendentalen, Verstande. Also ist ein Wille, dem die bloße gesetzgebende Form der Maxime allein zum Gesetze dienen kann, ein freier Wille.)」(同上, 71~72頁)

【第六節 課題 二(§ 6 . Aufgabe .)】

(37)

「[自由な意志の法則]意志が自由であることを前提したうえで,それだけで[自由な]意志を必然的に規定するのに役立つ[普遍的な実践的]法則を見いだせ。(Vorausgesetzt, daß ein Wille frei ist, das Gesetz zu finden, welches ihn allein nothwendig zu bestimmen tauglich ist.)」(同上, 73頁)

(38)

「[法則の立法的形式][法則の実質][普遍的な]実践的法則の実質,つまり格率の客観[内容・対象・目的]は,経験的にしか与えられることができないが,自由な意志は経験的(つまり感性界に属する)諸条件から独立しているにしても,なお規定可能でなければならないから,そこで自由な意志は,法則の実質から独立しているにしても,なお規定根拠を法則のうちに見いださなければならない。[法則の形式]ところで法則の実質を除けば,法則のうちには立法的形式しか含まれていない。それゆえ,立法的形式は,それが格率に含まれている限りにおいて,[自由な]意志の規定根拠を形成できる唯一のものである。([] Da die Materie des praktischen Gesetzes, d. i. ein Object der Maxime, niemals anders als empirisch gegeben werden kann, der freie Wille aber, als von empirischen (d. i. zur Sinnenwelt gehörigen) Bedingungen unabhängig, dennoch bestimmbar sein muß: so muß ein freier Wille, unabhängig von der Materie des Gesetzes, dennoch einen Bestimmungsgrund in dem Gesetze antreffen. [] Es ist aber außer der Materie des Gesetzes nichts weiter in demselben als die gesetzgebende Form enthalten. Also ist die gesetzgebende Form, so fern sie in der Maxime enthalten ist, das einzige, was einen Bestimmungsgrund des Willens ausmachen kann.)」(同上, 73頁)

【注(Anmerkung.)】

(39)

「自由はいかにして認識されることができるか」[無条件的=実践的なもの(道徳法則)の認識の起点]それゆえ、自由と[立法的形式によってのみ意志を規定する]無条件的な実践的法則とは、互いに他を指示しあう関係にある。ところで私がここで問いたいのは、この両者が実際に異なっているかどうか、むしろ無条件的な法則は純粋実践理性の自己意識にすぎないのではないか、とすれば純粋実践理性は自由の積極的概念とまったく同じではないか、ということではなくて、無条件的=実践的なものについてのわれわれの認識がどこから始まるのか、自由[の認識]からか、それとも実践的法則[それ自体の認識]からか、ということである。[道徳法則の認識は自由の認識からは始まりえない]この[無条件的=実践的なもの(道徳法則)についてのわれわれの]認識が始まるのは、自由からではありえない。と言うのも、自由の最初の概念は消極的であるから、われわれは自由を直接に意識[認識]することはできないし、一方経験はわれわれに現象[感性界]の[自然]法則を、すなわち自然の機構というまさに自由の正反対物を認識させるだけであるから、自由を経験[感性界]から推論[認識]することもできないのである。[自由の認識は道徳法則の認識から始まる]それゆえ、われわれが(われわれが意志の格率を立てるやいなや)直接に意識[認識]するのは道徳法則であって、この[道徳]法則がわれわれに最初に現れる。そして[実践]理性がこの[道徳]法則をいかなる感性的条件によっても圧倒されない[意志の]規定根拠として、それどころかそうした[感性的]条件からまったく独立した[意志の]規定根拠として示すことによって、この[道徳]法則はすぐさま自由の概念に通じるのである。[道徳法則の認識はいかにして可能であるか]しかしそれにしても、かの道徳法則の意識[認識]はいかにして可能なのであろうか。われわれは純粋な[アприオリな]実践的法則を意識[認識]することができるが、それはわれわれが純粋な[アприオリな]理論的原則を意識[認識]しているのと同様であって、この意識[認識]が生ずるのは、[a][理論]理性がわれわれに[理論的]原則を指定する際に伴う必然性に注意し、また[b][理論]理性はわれわれに一切の経験的条件の除去[アприオリ性]を指示するが、そうした[一切の経験的条件の]除去[アприオリ性]に注意することによるのである。つまり[自由なアприオリな]純粋意志の概念が[アприオリな]純粋な実践的法則から生ずるのは、[アприオリな]純粋悟性の意識[認識]が[アприオリな]純粋な理論的原則から生ずると同様である。[道徳法則こそが自由を人間に開示する]このことがわれわれの[二つの]概念の間にある真の従属概念であり、道徳性がわれわれにはじめて自由の概念を開示し、したがって実践理性がはじめて思弁理性にこの自由の概念をもって解決のきわめて困難な課題を課し、この[自由の]概念によって思弁理性をはなはだしく困惑させるということは、すでに次のことから明らかであって、それは現象[感性界]においては自由の概念からはなにも解明されることはできず、ここ[現象=感性界]ではつねに自然の機構が手引きとされなければならないこと、そのうえまた純粋[思弁]理性の二律背反は、純粋[思弁]理性が原因の系列において無条件的なものにまで高まろうとすると、一方の側[自由]と他方の側[自然必然性]のどちらにおいても理解不可能な事態に巻き込まれること、だがそれでも後者([自然の]機構)のほうが現象[感性界]の解明には少なくとも役立つから、もし道徳法則と、それとともに実践理性とが新たに加わって、われわれにこの[自由という]概念を押し付けることがなければ、自由を学問のうちに導入するといった大胆な所業には決していたらなかった

であろう，ということである．[経験も道徳法則と自由の従属関係を保証している] だがしかし，経験もまた，われわれのうちにあるこの [道徳法則と自由という二つの] 概念の秩序 [従属関係] を保証する．誰かが自分の情欲の傾向性について，もし気に入った対象とそれを手に入れる好機会とが現れたら，自分はこの傾向性をまったく制止できないであろうと称しているとする．だがもしかれがその好機会にあう家の前に絞首台が立てられていて，情欲を遂げた後ですぐその台上に繋がれるとしたら，かれはその場合でも自分の傾向性を抑制することはないであろうか．かれがなんと答えるかを長い間臆測してみる必要はないであろう．だがかれにこうたずねてみよう．もしかれの君主が，同じように即刻の死刑という威嚇の下に，君主が偽りの口実を理由に殺害したいと思っているある誠実な人物に対する偽証をかれに要求するとしたら，はたしてかれは，生命に対する自分の愛がどれほど大きくても，この愛をよく克服することが可能であると思うであろうか．かれが偽証するかしないかは，おそらくかれもあえて確言はできないであろう．だが偽証しないことが可能であることは，かれもためらわずに認めるに違いない．こうしてかれは，あることをなすべきであるとかれが意識 [認識] するがゆえに，そのことをなすことができる，と判断 [認識] するのであり，もし道徳法則がなければ知られ [認識され] ないままにとどまったであろう自由を，自らのうちに認識するのである．([] Freiheit und unbedingtes praktisches Gesetz weisen also wechselweise auf einander zurück. Ich frage hier nun nicht : ob sie auch in der That verschieden seien, und nicht vielmehr ein unbedingtes Gesetz bloß das Selbstbewußtsein einer reinen praktischen Vernunft, diese aber ganz einerlei mit dem positiven Begriffe der Freiheit sei ; sondern wovon unsere Erkenntnis des unbedingt Praktischen anhebe, ob von der Freiheit, oder dem praktischen Gesetze. [] Von der Freiheit kann es nicht anheben ; denn deren können wir uns weder unmittelbar bewußt werden, weil ihr erster Begriff negativ ist, noch darauf aus der Erfahrung schließen, denn Erfahrung giebt uns nur das Gesetz der Erscheinungen, mithin den Mechanismus der Natur, das gerade Widerspiel der Freiheit, zu erkennen. [] Also ist es das moralische Gesetz, dessen wir uns unmittelbar bewußt werden (so bald wir uns Maximen des Willens entwerfen) , welches sich uns zuerst darbietet und, indem die Vernunft jenes als einen durch keine sinnliche Bedingungen zu überwiegenden, ja davon gänzlich unabhängigen Bestimmungsgrund darstellt, gerade auf den Begriff der Freiheit führt. [] Wie ist aber auch das Bewußtsein jenes moralischen Gesetzes möglich ? Wir können uns reiner praktischer Gesetze bewußt werden, eben so wie wir uns reiner theoretischer Grundsätze bewußt sind, [a] indem wir auf die Nothwendigkeit, womit sie uns die Vernunft vorschreibt, und [b] auf Absonderung aller empirischen Bedingungen, dazu uns jene hinweist, Acht haben. Der Begriff eines reinen Willens entspringt aus den ersteren, wie das Bewußtsein eines reinen Verstandes aus dem letzteren. [] Daß dieses die wahre Unterordnung unserer Begriffe sei, und Sittlichkeit uns zuerst den Begriff der Freiheit entdecke, mithin praktische Vernunft zuerst der speculativen das unauslöschlichste Problem mit diesem Begriffe aufstelle, um sie durch denselben in die größte Verlegenheit zu setzen, erhellt schon daraus : daß, da aus dem Begriffe der Freiheit in den Erscheinungen nichts erklärt werden kann, sondern hier immer Naturmechanismus den Leitfadern ausmachen muß, überdem auch die Antinomie der reinen Vernunft, wenn sie zum Unbedingten in der Reihe der Ursachen aufsteigen will, sich bei einem so sehr wie bei dem andern in Unbegreiflichkeiten verwickelt, indessen daß doch der letztere (Mechanismus) wenigstens Brauchbarkeit in Erklärung der Erscheinungen hat, man niemals zu dem Wagstücke gekommen sein würde, Freiheit in die Wissenschaft einzuführen, wäre nicht das Sittengesetz und mit

ihm praktische Vernunft dazu gekommen und hätte uns diesen Begriff nicht aufgedrungen. [] Aber auch die Erfahrung bestätigt diese Ordnung der Begriffe in uns. Gesetzt, daß jemand von seiner wollüstigen Neigung vorgiebt, sie sei, wenn ihm der beliebte Gegenstand und die Gelegenheit dazu vorkämen, für ihn ganz unwiderstehlich : ob, wenn ein Galgen vor dem Hause, da er diese Gelegenheit trifft, aufgerichtet wäre, um ihn sogleich nach genossener Wollust daran zu knüpfen, er alsdann nicht seine Neigung bezwingen würde. Man darf nicht lange rathen, was er antworten würde. Fragt ihn aber, ob, wenn sein Fürst ihm unter Androhung derselben unverzögerten Todesstrafe zumuthete, ein falsches Zeugnis wider einen ehrlichen Mann, den er gerne unter scheinbaren Vorwänden verderben möchte, abzulegen, ob er da, so groß auch seine Liebe zum Leben sein mag, sie wohl zu überwinden für möglich halte. Ob er es thun würde, oder nicht, wird er vielleicht sich nicht getrauen zu versichern ; daß es ihm aber möglich sei, muß er ohne Bedenken einräumen. Er urtheilt also, daß er etwas kann, darum weil er sich bewußt ist, daß er es soll, und erkennt in sich die Freiheit, die ihm sonst ohne das moralische Gesetz unbekannt geblieben wäre.)」(同上 , 74 ~ 76頁)

【第七節 純粹実践理性の根本法則 (§ 7 . Grundgesetz der reinen Vernunft .)】

(40)

「[意志の根本法則] 汝の意志の格率が , つねに同時に普遍的立法の原理として妥当することができるように行為せよ . (Handle so, daß die Maxime deines Willens jederzeit zugleich als Princip einer allgemeinen Gesetzgebung gelten könne.)」(同上 , 77頁)

* これは、『道徳形而上学の基礎づけ』(以下、『基礎づけ』と略記)に言う、「定言命法」に当たるものである。「この「純粹で実践的な原則」、すなわち「純粹実践理性の根本法則」は、「すでに『道徳形而上学の基礎づけ』で示された「定言命法」にほかならない」(宇都宮前掲『カントと神』, 75頁)。もう少し詳しく言えば、次のようになるであろう。『基礎づけ』の課題は最初から、カントがその「序言」で述べているように、畢竟、「道徳性の最上の原理 [すなわち「意志の自律」] を探求し、それを確定すること」だけに設定されていた(§ 13)。

『基礎づけ』において「定言命法」が定式化されたとき(明確な形では、「第二章 通俗的な道徳哲学から道徳形而上学への移行」の「 § 67」から「 § 89」にかけて)、まだ「意志の自律」という「道徳性の最上の原理」もしくは「道徳の唯一の原理」(§ 115)は解明されていなかった。「意志の自律」は、「定言命法」の存立可能性の根拠として、「意志の第三の実践的原理」としての「おのおのの理性的存在者の意志が普遍的に立法する意志であるという理念」(§ 90)、「意志がその格率を通じて自分自身を同時に普遍的に立法するものと見ることができような格率」としての「普遍的に立法するものとしての理性的存在者のこの客観的原理」(§ 101)として導出されたものである(遡源的・分析的叙述方法 = 思考方法に従えば、と云うことであるが)。「カントは『道徳形而上学の基礎づけ』で、定言命法の [存立] 可能性を探ることで、はじめて意志の自律という考えに到達したのである。」(前掲『カントと神』, 70頁)。

こうして、カントは述べる。「意志の自律とは、それを通じて同じ意志が自分自身に対して(意欲の諸対象のあらゆる性質に依存しないで)法則となるといった、意志の性質 [die Beschaffenheit des Willens] である。それゆえ、自律の原理 [das Princip der Autonomie] は、意志の選択の格率 [die Maximen seiner Wahl] が同一の意欲のうち同時に普遍的法則 [allgemeines Gesetz] として含まれる、という仕方でのみ選択して、それ以外の仕方では選択しない、という

ことである。」(§ 115) カントにおいてはこうして、「意志の自律」とは「意志の普遍的立法」「意志が自分でする普遍的立法 [dis eigene allgemeine Gesetzgebung]」(§ 91, § 96をも参照) のこと、すなわち「定言命法」のことにほかならない。

カントは、このような意味における「自律の原理が道德の唯一の原理 [das alleinige Princip der Moral] である」(§ 115) とするのである。カントは次のように語っている。

「道德性の原理を発見するためにこれまでなされてきたすべての苦勞を顧みるとき、なぜそれらの苦勞がごとごとく失敗しなければならなかったかは、いまやなんら不思議ではない。ひとびとは、人間が自らの義務によって法則に繋がれているのを見たが、人間がただ自分自身の、にもかかわらず普遍的な立法に従っていることに、また人間が自分自身の、だが自然目的からすれば普遍的に立法する意志に従って行為するように義務づけられているだけであることに、気付かなかったのである。なぜなら、ひとびとが人間をたんに法則(どのような法則であれ)に従う者と考えたとき、この法則はなんらかの関心を魅力もしくは強制として伴わなければならなかったからで、それと言うのも、この法則は法則として自分の意志から生じたのではなく、この意志は法則に適合して [gesetzmäßig] なにか他のものによってある種の仕方で行うように強制されたからである。だがこのまったく必然的な帰結によって、義務の最上の根拠 [ein oberster Grund der Pflicht] を見いだそうとするあらゆる努力は、とりかえしがつかないほど空費されたのであった。と言うのも、ひとびとが手に入れたのは義務 [Pflicht] では決してなく、ある種の関心から生ずる行為の必然性 [Nothwendigkeit der Handlung aus einem gewissen Interesse] であつたからである。この関心は、自分の関心であつたかもしれないし、他人の関心であつたかもしれない。しかしいずれにせよその場合に、命法 [Imperativ] はつねに条件づけられたもの [bedingt] とならなければならなかったし、道德的命令 [das moralische Gebot] の資格をもつことは決してできなかった。私はそこでこの原則を、ほかのすべての原理に対立させて意志の自律の原理 [das Princip der Autonomie] と名付け、このほかの原理のほうをそれゆえ他律 [Heteronomie] に数えようと思う。」(§ 95)

さらにそれでは、「第一章」の劈頭で「この世界のうちで、いなそれどころかこの世界の外においてすらも、無制限に善いと思しうるものがあるとすれば、それはただ善い意志のみであつて、それ以外には考えられない。」(§ 15) *とされた「善い意志」と「定言命法 = 意志の自律」とには、どのような関わりがあるのであろうか。「善い意志」は、宇都宮氏の言葉を借りて言えば、「カントという人物の根源的なエートス」(前掲『カントと神』, 2頁)を形成するものと思われるが、この問いに対する答えは、カント自身が、次のように疑問の余地なく与えている。

「いまやわれわれはわれわれがはじめに出発した地点において、すなわち無条件的に善い意志の概念 [Begriff eines unbedingt guten Willens] において行程を終えることができる。悪であることが不可能な意志、したがってその格率が普遍的法則とされたときに、自分自身と矛盾することがまったく不可能な意志、そのような意志が端的に善い [schlechterdings gut] ののである。それゆえこの原理はまた、意志の最上の法則 [定言命法] であつて、それは「格率の法則としての普遍性を汝が同時に意欲することができるような、そうした格率につねに従って行為せよ」である。これは意志が自分自身と矛盾することがまったく不可能な唯一の条件であつて、こうした命法は定言的 [kategorisch] である。可能な行為に対する普遍的法則としての意志の妥当性は、自

然一般の形式的性格としての、普遍的法則に従う諸事物の現存の普遍的結合と類似しているから、定言命法はまた次のようにも表現できる。「自分自身を同時に普遍的自然法則と見なすことができるような格率に従って行為せよ」と。こうして、端的に善い意志 [ein schlechterdings guter Wille] の方式が得られたのである。(§ 111)

問題の「善い意志」とは、「定言命法に従う意志」(§ 111, 「注解」) のことであることが、ここに到って明らかにされたのである。「無条件的に善い意志」あるいは「端的に善い意志」は「定言命法に従う意志」として、「道徳的心術」(たとえば, § 113, 「注解」) もしくは「すぐれた魂」(ソクラテス) とよばれるのがふさわしいであろう。

では、この「意志の自律」と「定言命法」とはどのように関わるのであろうか。カントは、「道徳性の原理が定言命法でなければならず、そして定言命法が命ずるのはまさしくこの [意志の] 自律であって、それ以上でもそれ以下でもない」(§ 115) とする。このようにしていまや、定言命法が実は「意志の自律の定式化」であったことが、判明したのである。つまり端的に言えば、「定言命法 = 意志の自律」ということである。

「それゆえ、人間のおおのの意志が自らのすべての格率を通じて普遍的に立法する意志であるという原理は、ほかの点で正しくさえあれば、定言命法と十分に適合するが、それはこの原理が、まさに普遍的立法という理念のゆえに、いかなる関心にも基づいていず、それゆえあらゆる可能な命法のうちでこれのみが無条件的であることができる、という点においてなのである。あるいはこの命題を逆にして、次のように言うほうがよいかもしれない。定言命法が(すなわち理性的存在者のおおのの意志に対する法則が)存在するとすれば、この命法が命ずることができるのは、ただ次のこと、つまり同時に自分自身を普遍的に立法するものと見なすことができるような自らの格率に基づいてすべてをなせ、ということである、と。なぜなら、その場合にのみ、実践的原理ならびに意志が服従する命法は、無条件的であるからで、それはこの意志がいかなる関心にも基づくことができないう理由によるのである。」(§ 94)

カントは、ここで、「普遍的立法すなわち意志の自律」が「定言命法」と「十分に適合する」と述べている。とりまとめて言えば、「善い意志 = 普遍的立法 = 自律 = 定言命法」ということになるのか、と思う。

さて以上において、私は、『基礎づけ』での、定言命法をめぐる諸問題についての復習を試みただけのことである。(1) 私のこの復習が当を得たものであるかどうかを、宇都宮氏の前掲『倫理学入門』によって確かめよう。(2) そして、同氏の前掲『カントと神』によって、カントの実践哲学の全貌を改めて展望しておくことにしよう。

(1) 「[自律と他律] 定言命法に従って、自らの格率が普遍的法則となることを意欲できるのは、意欲の主体である意志が、意欲している対象の諸性質に左右されないで、直接に自分自身に対して法則となることによる。これがカントの言う「意志の自律 (独 Autonomie des Willens)」であって、カントはこの意志の自律こそが「道徳性の原理」であるとする。定言命法が命じていることも、結局はこの意志の自律なのである。これに対して、意志が自らを規定すべき法則を、意志自身のうちではなく、意欲の対象の諸性質のうちを求めるなら、そこから意志の他律が生じる。」(『倫理学入門』, 100頁)

「[自律と人間の尊厳性] 意志の自律は、このようにカントの倫理学の要となる概念である

が、さらにカントによると、この自律こそが、理性的存在者としての人間に尊厳 [Würde] をあたえる当のものである。人間は、自律による意志の自己立法によって、「目的それ自体」であり英知界の別名とも言える「目的の国」の成員 [homo noumenon] である。人間はその限りで尊厳であり、他の人によってたんに手段としてのみ扱われてはならない。人間の尊厳の根源は、人間の自由にあるが、しかしカントの考えでは、この自由はあくまでも自律としての [積極的な] 自由であり、道徳的な理性的存在者としての人間の自由なのである。(同上, 101頁)

(2) 「先に『純粋理性批判』の規準論を検討した際に、そこにはすでにその後の実践哲学の構築にむけての諸前提がすべて出揃っている、と述べた [31 ~ 32 頁]。いま一度整理して、カントの言葉に即してそれらを箇条書きにすると、次のようになる。

(一) 「端的に命じる純粋な実践的法則」が存在するならば、それは「純粋理性の所産であろう」が、そうした法則が「道徳法則」であって、それ以外の実践的法則は「実用的法則」にすぎない (B 828)。

(二) 「私は……純粋な道徳諸法則が現実に存在することを、またこれらの法則が端的に……命じ、それゆえあらゆる点において必然的であることを、想定する。」 (B 835)

(三) 「道徳的諸原理が理性の実践的使用にかんして必然的であるのと同様に、理性の理論的使用にかんしても、各人が自らのふるまいにおいて自らを幸福に値するようにしたその程度に応じて、幸福を希望する理由があることということ、それゆえ道徳性の体系と幸福の体系とが、不可分に、だがたんに純粋理性の理念において結びついているということが、必然的に想定されなければならない。」 (B 837)

(四) とところで道徳性と幸福とが合致した体系は、「ある賢明な創始者・統治者の下にある英知的世界においてのみ可能」であり、そこで「理性は、このような創始者・統治者を、われわれが来世と見なさざるをえないこうした世界をおける生とともに、想定せざるをえないことを理解する」 (B 839)

すなわちカントは、まず第一に、「純粋な実践的法則」である「道徳法則」が「純粋理性の所産」であることを想定し、第二に、この道徳法則がわれわれの行為を「端的」に、「必然的」に規定することを想定し、第三に、道徳法則に従うことによるのみ「幸福を希望する」ことができること、つまり「道徳性の体系と幸福の体系」とが「不可分」に結びついていて、世界の最高善がそれによって可能であることを想定し、第四に、両体系を結びつける「ある賢明な創始者・統治者」の現存を、すなわち神の現存を、不死とともに想定する。言葉遣いが示しているように、カントはここ『純粋理性批判』の規準論では、これらすべての事柄を「想定」に基づいて語っているのであって、そこでこれらの「想定」をなんらかの形で根拠づけ、正当化することが実践哲学の課題となる。言い換えれば、カントの実践哲学は、理性信仰に基づいて、『純粋理性批判』の規準論で提示されたこの四つの想定もしくは仮定を [,] 根拠づける作業なのである。結論を先に述べると、[] カントは『道徳形而上学の基礎づけ』(1785年)で、一と二の前提の根拠づけに専念した。定言命法や意志の自律についての説明がそれである。[] 『実践理性批判』(1788年)は、『道徳形而上学の基礎づけ』での成果を「純粋実践理性の分析論」で再度詳説し、次いで「純粋実践理性の弁証論」でさらに三と四の想定を根拠づけにむかう。最高善と神や不死の要請がそれである。こうしてカントによる実践哲学の構築は、『実践理性批判』において完成するが、[] 『判断力批判』(1790年)は、『純粋理性批判』の規準論で話題となった神の「理說的信仰」と「道

徳的信仰」との対比を、自然的目的論に基づく自然神学と道徳的目的論に基づく道徳神学との対比という形で扱い、道徳神学の優位性を示すことによって、神に対する道徳的な理性信仰を再度正当化する。〔 〕そしてその射程は、『たんなる理性の限界内における宗教』(1793年)にまで及ぶのである。』(『カントと神』, 55~57頁)

**カントは「この世界のうちで、いなそれどころかこの世界の外においてすらも、無制限に善いと見なしうるものがあるとすれば、それはただ善い意志のみであって、それ以外には考えられない。」(『基礎づけ』, §15)と言う。宇都宮氏は「しかしそれにしても、すべての他者を等しく人間として愛するという場合の愛とは、どのような愛であろうか。それはわれわれが先に述べた愛、つまり出会いくる他者をいづれも代置不可能な「汝」として愛すること以外には、考えられない。」(前掲『人間の間と倫理』, 220~221頁)と言われる。ここに見られる「考えられない」の認識論的性格・資格はいったい何であろうか。ここでは、問題の提起に止めておきたい。

***ヘーゲル理解の難しさは、「知識」にかかわる対象的・客体的難しさであり、カント理解の難しさは、「知恵」にかかわる実践的・主体的難しさである。後者の場合、畢竟、カントその人の「生き方」を理解することが難しいのである、と言えよう。カントの場合と同じ事情が、ソクラテスとフョイエルバッハと宇都宮氏らの場合にも、指摘できるように思われる。

注 (Anmerkung.)

(41)

「[理性の事実] [純粹幾何学] 純粹幾何学は実践的な諸命題である要請 [公準] をもつが、これらの諸命題は、もしなにかをなすべしと要求されれば、それをなすことができる、という前提を含むだけのものであり、また純粹幾何学のなかでも現存にかかわりをもつ独特な諸命題である。それゆえ、これらの諸命題は、意志の蓋然的条件の下にある [ゴレンの要求が必然的でなくたんに偶然的でしかないがゆえに] 実践的な諸規則である。〔 〕 Die reine Geometrie hat als praktische Sätze, die aber nichts weiter enthalten als die Voraussetzung, daß man etwas thun könne, wenn etwa gefordert würde, man solle es thun und diese sind die einzigen Sätze derselben, die ein Dasein betreffen. Es sind also praktische Regeln unter einer problematischen Bedingung des Willens.)

[根本法則の所以] だが [これに反して] ここで [実践的] 規則が告げるのは、われわれが端的に [必然的に、無条件的に、つまり定言的に] ある仕方で行動すべきである、ということである。実践的規則 [行動方針] は、それゆえ、無条件的 [それ自体的であって、それ以外の何かの手段や道具に供されるようなものではない] であり、したがって定言的に [仮言的、すなわち熟練にも伶俐にも一切関わりをもつことなく] 実践的なアプリアリな [総合的] 命題 [実践的規則は根本法則である] として表されるのであって、この [総合的] 命題を通じて意志は端的に、そして直接的に [無媒介に] (実践的規則そのものを通じて、それゆえここではこの規則は [勧告や忠告ではなく] 法則であるが)、客観的に [個々の主観の意図から独立に] 規定される。〔 〕 Hier aber sagt die Regel : man solle schlechthin auf gewisse Weise verfahren. Die praktische Regel ist also unbedingt, mithin als kategorisch praktischer Satz a priori vorgestellt, wodurch der Wille schlechterdings und unmittelbar (durch die praktische Regel selbst, die also hier Gesetz ist)

objectiv bestimmt wird.)

[純粹実践理性 = 純粹意志] と言うのも、ここでは、純粹な [一切の經驗的夾雜物なしに]、それ自身において実践的な理性 [つまり純粹実践理性] が直接的に [なにをも媒介とせず、ただそれだけで] 立法的であるからである。意志は經驗的諸条件から独立に、つまり純粹意志として、法則のたんなる形式を通じて規定されたもの [實質の規定ではなく形相的规定] と考えられ、そしてこの [意志の] 規定根拠 [法則のたんなる形式] は、すべての格率の最高の条件 [いかなる格率も根本法則に違背すべきではない] と見なされる。([] Denn reine, an sich praktische Vernunft ist hier unmittelbar gesetzgebend. Der Wille wird als unabhängig von empirischen Bedingungen, mithin, als reiner Wille, durch die bloße Form des Gesetzes als bestimmt gedacht und dieser Bestimmungsgrund als oberste Bedingung aller Maximen angesehen.)

[根本法則による意志の自己規定 = 自律は瞠目すべき出来事] この事態 [意志の形相的规定] はきわめて奇異であり [人間の意志 = 行為は、実現ないし達成しようとする目的・対象・客観などの實質によって規定されるのが、通例だからである]、そのほかの一切の実践的認識 [知恵・思慮分別] において類例のない事態である。なぜなら、ある可能的な [はたしてそのようなものがあるのかないのか定かでないような] 普遍的立法についてのアプリオリな思想 [私念] が、それゆえたんに蓋然的な思想 [私念] が、経験 [傾向性] とかなにかある外的な意志 [神の意志などか？] からなにも借りずに、法則として無条件に命じられるからである。(Die Sache ist befremdlich genug und hat ihres gleichen in der ganzen übrigen praktischen Erkenntnis nicht. Denn der Gedanke a priori von einer möglichen allgemeinen Gesetzgebung, der also bloß problematisch ist, wird, ohne von der Erfahrung oder irgend einem äußeren Willen etwas zu entlehnen, als Gesetz unbedingt geboten.)

[意志をその格率の形式にかんしてアプリオリに規定する根本法則という特性] だがこれはまた、ある欲求された結果がそれによって可能となる行為がなされるべきだという指令ではなくて(その場合には、[実践的] 規則はつねに自然的に [つまり傾向性に] 条件づけられていることになろうから)、たんに意志をその格率の形式にかんしてアプリオリに規定する [根本] 法則であり、この場合に、たんに [行動] 原則の主観的 [各個々人にのみ妥当する] 形式 [格率] のために役立つある法則を、法則一般の客観的 [万人に共通して妥当する] 形式 [普遍的法則] による [意志の] 規定根拠として [, すなわち主観的格率 = 客観的普遍的法則として] 考えることは、少なくとも不可能ではない。(Es ist aber auch nicht eine Vorschrift, nach welcher eine Handlung geschehen soll, dadurch eine begehrte Wirkung möglich ist (denn da wäre die Regel immer physisch bedingt) , sondern eine Regel, die bloß den Willen in Ansehung der Form seiner Maximen a priori bestimmt, und da ist ein Gesetz, welches bloß zum Behuf der subjectiven Form der Grundsätze dient, als Bestimmungsgrund durch die objective Form eines Gesetzes überhaupt, wenigstens zu denken nicht unmöglich.)

[理性の直接無媒介の事実としての、根本法則の意識] こうした根本法則の意識は、理性の事実とよぶことができるが、それはこの根本法則が、理性に前もって与えられている所与 [事実] から、たとえば自由の意識から (この意識はわれわれに前もって与えられてはいない [所与 = 事

実ではない] ので), 理屈によって [媒介的に] 案出できない [ので事実だと] という理由によるのではなく, この根本法則がまったくそれだけで [端的に直接無媒介に] われわれにアプリアリな総合的命題 [実践的規則は根本法則である] として迫ってくるという理由によるのである。この総合的命題は, 純粹直観であれ, 経験的直観であれ, いかなる直観にも基づいていないが, もしわれわれが意志の自由を前提するならば, この命題は分析的である [意志の自由 = 自律は根本法則である] ことになる。しかし積極的概念としての意志の自由のためには知的直観が必要とされるであろうが, ここではそうした直観を想定することはまったく許されないのである。(Man kann das Bewußtsein dieses Grundgesetzes ein Factum der Vernunft nennen, weil man es nicht aus vorhergehenden Datis der Vernunft, z. B. dem Bewußtsein der Freiheit (denn dieses ist uns nicht vorher gegeben), herausvernünfteln kann, sondern weil es sich für sich selbst uns aufdringt als synthetischer Satz a priori, der auf keiner, weder reinen noch empirischen, Anschauung gegründet ist, ob er gleich analytisch sein würde, wenn man die Freiheit des Willens voraussetzte, wozu aber, als positivem Begriffe, eine intellectuelle Anschauung erfordert werden würde, die man hier gar nicht annehmen darf.)

*この「第六小段落」の理解は, 独特に難しい。それは, 「根本法則の意識」が「理性の事実」だとして, 端的に差し出されているだけだからである。そこには, この事実の生成や構成に関する説明(「理屈づけ」)は, 一切ない。なぜであろうか。根本法則(定言命法・道徳法則)の「意識」は, カントにとって, 理論以前の, 根源的な道徳的確信または信念, つまりは「根源的エートス」(宇都宮氏前掲『カントと神』)の表白だからである。「理性の事実」は, 理論の問題ではなく, 信仰の問題なのである。宇都宮氏の『倫理学入門』を援用すれば, 詳細は『カントと神』を見られたいが, 「カントは, 理論的には証明できないが, 実践的には確信できる事柄を, 「信仰」の事柄とよぶ」のである(『純粹理性批判』)。

[純粹実践理性はおのれの「唯一独特な事実」を通じて自らを根源的に立法的なものとして告げている] それにしても, この [根本] 法則を, 誤解を招かずに与えられたものと見なすためには, この事実がいかなる経験的事実でもなく, 純粹 [実践] 理性の唯一独特な事実であって, 純粹 [実践] 理性はこの事実を通じて自らを根源的に立法的なものとして (sic volo, sic iubeo 私はかく欲し, かく命ずる) 告げる, ということに十分注意しなければならない。(Doch muß man, um dieses Gesetz ohne Mißdeutung als gegeben anzusehen, wohl bemerken : daß es kein empirisches, sondern das einzige Factum der reinen Vernunft sei, die sich dadurch als ursprünglich gesetzgebend (sic volo, sic iubeo) ankündigt.) (同上, 78 ~ 79頁)

*「第七小段落」は, 「純粹実践理性の根本法則」が「意識」できているという「事実」は, 「純粹実践理性」が「根源的に立法的」であることの証拠である, と言うのであろう。これは, 「分析命題」と見るのが, 適切であろう。(同上, 78 ~ 79頁)

系 (Folgerung.)

(42)

「純粹理性はただそれだけで実践的であり, われわれが道徳法則とよぶ普遍的法則を (人間に)

与える。(Reine Vernunft ist für sich allein praktisch und giebt (dem Menschen) ein allgemeines Gesetz, welches wir das Sittengesetz nennen.)」(同上, 80頁)

(43)

「[純粋実践理性は自ら定立する]」[「理性の事実」は否定すべくもない, それは実践理性の存在証明] 上に述べた [理性の] 事実は, とても否定することはできない。人間が自分の行為の合法則性 [義務 (道徳法則)] に適合しているか否か] について下す判断を, 分析してみるだけでよい。そうすればいつでも気付くように, 傾向性が [理性と行為の] 間に入ってなにを言おうとも, 人間の理性は甘言を斥け, 自分自身を強制して, 行為の際にはいつも [自分の] 意志の格率を純粋意志 [アプリオリな普遍的自己立法] と, つまり自分自身 [理性自身] と照らし合わせるが, それは理性が自分自身をアプリオリに実践的 [行為と生活を導くもの] と見ているからである [理性は理論的に使用されるだけでなく, 実践的にも使用される, そして実践的使用の証拠は, 道徳的義務あるいは道徳法則の遵守可能性に見てとれる]。([] Das vorher genannte Factum ist unleugbar. Man darf nur das Urtheil zergliedern, welches die Menschen über die Gesetzmäßigkeit ihrer Handlungen fällen : so wird man jederzeit finden, daß, was auch die Neigung dazwischen sprechen mag, ihre Vernunft dennoch, unbestechlich und durch sich selbst gezwungen, die Maxime des Willens bei einer Handlung jederzeit an den reinen Willen halte, d. i. an sich selbst, indem sie sich als a priori praktisch betrachtet.)

[] さて, 道徳性のこの原理 [普遍的な道徳法則] を, まさにその立法の普遍性のゆえに, そしてこの普遍性が, 意志のさまざまな主観的差異 [格率の相違] にもかかわらず, この [道徳性の] 原理を意志の形式的 [実質的経験的でない] で最上の規定根拠とするのであるが, そうした普遍性のゆえに, [実践] 理性は同時にあらゆる理性的存在者に対する [道徳] 法則であると宣言するが, それは理性的存在者が一般に意志をもつ, すなわち規則の表象を通じて自らの原因性を規定する能力をもつ限りにおいて, したがって理性的存在者が [行動] 原則に従って, それゆえまたアプリオリな実践的原理 [道徳法則] に従って (なぜなら, この原理 [道徳法則] だけが, [実践] 理性が [行動] 原則に要求する必然性をもつからであるが), 行為できる限りにおいてなのである。([] Dieses Princip der Sittlichkeit nun, eben um der Allgemeinheit der Gesetzgebung willen, die es zum formalen obersten Bestimmungsgrunde des Willens unangesehen aller subjectiven Verschiedenheiten desselben macht, erklärt die Vernunft zugleich zu einem Gesetze für alle vernünftige Wesen, so fern sie überhaupt einen Willen, d. i. ein Vermögen haben, ihre Causalität durch die Vorstellung von Regeln zu bestimmen, mithin so fern sie der Handlungen nach Grundsätzen, folglich auch nach praktischen Principien a priori (denn diese haben allein diejenige Nothwendigkeit, welche die Vernunft zum Grundsätze fordert) fähig sind.)

*この小段落におけるカントの主張は微妙である。結論のみ言えば, カントの「理性的存在者」は, 理性の働きが不全もしくは停止している人々をも包み込むように読める。これは, 「物件」との比較における「人格」の解釈に関わってくる重要な論点である。痴呆状態の人, 植物状態の人, 精神遅滞状態の人などは, カントの「理性的存在者」に包括されるのかどうか, いま暫く考えてゆきたい, と思う。

[人間の有限な意志] それゆえ、この [アプリオリな実践的] 原理は、たんに人間にだけ限られるのではなく、理性と意志をもつあらゆる有限な存在者 [すべての理性的存在者] にかかわるのであり、それどころか最上の英知としての無限な存在者 [神] すらも一緒に包含するのである。だが前者 [有限な存在者] の場合は、[道德] 法則は [定言] 命法の形式をとるが、それは前者にはなるほど理性的存在者として純粋な [アプリオリで形式的な] 意志を前提することができるが、しかし必要 [欲求] と感性的動因によって触発された存在者としては神聖な意志 [神の意志] を、すなわち道德法則に矛盾するいかなる格率も受け入れられないような意志を、前提することができないからである。道德法則は、それゆえ前者 [人間を含む理性的存在者] にあっては、定言的に命ずる命法であるが、それはこの [道德] 法則が無条件 [絶対・普遍・必然・客観] 的だからである。この [道德] 法則に対するこのような意志の関係は、責務という名の依存性であって、責務とは、たんなる [実践] 理性とその客観 [無条件・絶対・普遍・必然] 的法則を通じてであるにせよ、行為への強制を意味し、そこでこの行為は義務とよばれる。と言うのも、感受的に触発された（とは言え、それによって [一元的・全面的に] 規定されているのではなく、したがってつねに自由でもある）随意は、主観的な諸原因 [欲求や感性的動因] から生ずる願望を伴っており、それゆえまた純粋な客観的規定根拠 [道德法則] にしばしば対立することがあるので、内的な、しかし知性的な [実践理性的な] 強制とよばれることができる実践理性の抵抗を道德的強制として必要とするからである。（[] Es schränkt sich also nicht bloß auf Menschen ein, sondern geht auf alle endliche Wesen, die Vernunft und Willen haben, ja schließt sogar das unendliche Wesen als oberste Intelligenz mit ein. Im ersten Falle aber hat das Gesetz die Form eines Imperativs, weil man an jenen zwar als vernünftigen Wesen einen *reinen*, aber als mit Bedürfnissen und sinnlichen Bewegursachen afficirtem Wesen keinen *heiligen* Willen, d. i. einen solchen, der keiner dem moralischen Gesetze widerstrebenden Maximen fähig wäre, voraussetzen kann. Das moralische Gesetz ist daher bei jenen ein *Imperativ*, der kategorisch gebietet, weil das Gesetz unbedingt ist; das Verhältnis eines solchen Willens zu diesem Gesetze ist *Abhängigkeit*, unter dem Namen der Verbindlichkeit, welche eine *Nöthigung*, obzwar durch bloße Vernunft und deren objectives Gesetz, zu einer Handlung bedeutet, die darum *Pflicht* heißt, weil eine pathologisch afficirte (obgleich dadurch nicht bestimmte, mithin auch immer freie) Willkür einen Wunsch bei sich führt, der aus subjectiven Ursachen entspringt, daher auch dem reinen objectiven Bestimmungsgrunde oft entgegen sein kann und also eines Widerstandes der praktischen Vernunft, der ein innerer, aber intellectueller Zwang genannt werden kann, als moralischer Nöthigung bedarf.)

[神の神聖な意志] 十分に充足している英知 [神] においては、随意は当然、同時に客観的に法則であることができないいかなる格率も所有できないものとして表象されるが、そこでこの理由から英知に属する神聖性の概念は、この英知をなるほど一切の実践的 [道德的] 法則を超えたところにはないにしても、一切の実践的 [道德的] に = 制限する法則を、したがって責務と義務を、超えたところに置き移すのである。（In der allernüchternsten Intelligenz wird die Willkür als keiner Maxime fähig, die nicht zugleich objectiv Gesetz sein könnte, mit Recht vorgestellt, und der Begriff der Heiligkeit, der ihr um deswill en zukommt, setzt sie mithin Verbindlichkeit und Pflicht weg.)

[神聖性 = 道德的理念・原型 = 人間の努力目標] 意志のこの神聖性は、とは言え一つの実践的 [道德的] 理念 [存在す《べき》もの] であって、この理念は必然的に原型 [理想像] として役立つ

つに違いなく、この原型 [理想像] に無限に接近することが [人間をも含む] 一切の有限な理性的存在者にふさわしい唯一の事柄である。またこの理念 [理想] は、こうした理由からそれ自身また神聖とされる純粋な道德法則を、一切の有限な理性的存在者の眼前にたえずそして正しく掲げるのであって、この道德法則にかんして [有限な] 意志の格率が無限に進歩することと、この不断の進歩を目指して格率が不退転であることとを信賴すること、すなわち徳が、有限な実践理性が成就できる最高のことなのである。だがこの徳はそれ自身また、少なくとも自然に獲得された能力としては決して完成にいたることはできないが、それはこうした場合の信賴が決して必然的な確實性とはならず、信念としてきわめて危険なものだからである。(Diese Heiligkeit des Willens ist gleichwohl eine praktische Idee, welche nothwendig zum *Urbilde dienen* muß, welchem sich ins Unendliche zu nähern das einzige ist, was allen endlichen vernünftigen Wesen zusteht, und welche das reine Sittengesetz, das darum selbst heilig heißt, ihnen beständig und richtig vor Augen hält, von welchem ins Unendliche gehenden Progressus seiner Maximen und Unwandelbarkeit derselben zum beständigen Fortschreiten sicher zu sein, d. i. Tugend, das Höchste ist, was endliche praktische Vernunft bewirken kann, die selbst wiederum wenigstens als natürlich erworbenes Vermögen nie vollendet sei kann, weil die Sicherheit in solchem Falle niemals apodiktische Gewißheit wird und als überredung sehr gefährlich ist.)」(80~82頁)

(続)